



info
26

「農業用施設」「森林作業道」

施設整備のための原材料と重機など機械の借り上げへの助成

市内の農業施設や森林作業道の機能向上を図るため、所有者や受益者が実施する事業で、碎石・生コン・コンクリート製品などの材料や重機の借り上げなどを必要とする場合、その費用の一部を市が助成します。

■申請方法

作業予定箇所の位置図（写真でも可）とハンコ（代表者または団体）を持参し、農林課で手続きしてください。

■審査

新規箇所については現地調査を行い、申請内容を審査して助成の可否を決定します。

	農業用施設	森林作業道施設
対象施設	①かんがい排水施設 ②農業用道路 ③農地または農作物の災害を防止するため必要な施設	①国県または市の事業で整備された恒久的な森林作業道 ②幅員 2.5 m 以上の維持管理されている軽車道
要件	受益面積が 50 アール以上 ※県営ほ場整備された農地と土地改良区管轄地は対象外です	年度内に 10 アール以上の施業計画があり、作業道の整備を実施しなければ、施業ができないか、土砂流出などによる二次被害のおそれがあること
対象	受益者が 3 人以上いる団体	森林所有者および森林を管理する団体
助成額	事業に要した費用（消費税込）の 2 分の 1 以内の額で	
	原材料 上限 20 万円 重機など機械借り上げ 上限 10 万円	原材料 上限 10 万円 重機など機械借り上げ 上限 5 万円
申請期間	4 月 7 日（金）～ 6 月 30 日（金）の平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	4 月 7 日（金）～ 9 月 29 日（金）の平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
問い合わせ	農林課農地整備班（☎ 78-1172）	農林課林務班（☎ 55-8569）

※申請期間は予算の状況により、早期終了または延長となる場合があります。
※助成額については、農林課で調査した基準単価を用いて算出します。

info
27

林野火災や原野火災に ご注意ください

たばこのポイ捨て、野焼きは、「絶対しない・させない」

4 月・5 月は林野火災などが多発する時期です。野焼きなどでのゴミ焼き行為は法律で禁止されていますので、絶対にしないでください。

林野・原野火災を起こさないために

- ▷ 枯れ草などのある火災が起こりやすい場所では火を使用しないようにしましょう
- ▷ バーベキューや花火などの火の取扱いには十分注意しましょう
- ▷ 残火を確実に始末しましょう

☎ 農林課林務班（☎ 55-8569）

info
28

たい肥を販売しています

湯沢市循環型農業推進センターでは、家畜ふんを処理した「エコたい肥」を販売しています。ぜひお買い求めください。

注意事項

- ▷ 購入量が多い場合は予約をしてお買い求めください。
- ▷ 4 月～5 月は大変混み合うため、希望する日時に配達できない場合があります。
- ▷ 狭い道やほ場への配達には事故防止のためお断りする場合があります。

☎ 農林課農政班（☎ 73-2133）

価格表	販売単位	料金（店頭お渡し）
	2 トン車 1 台	4,700 円
	軽トラ 1 台	2,600 円
	小袋	150 円

※配達料金は別途 700 円

農作物を出荷する市内の農家、法人などに、**1ha 当たり 2 トン車 1 台分または軽トラ 1 台分のたい肥**を上の方の半額で販売します。なお、小袋や配達料は半額になりません。

詳細は、湯沢市循環型農業推進センター（住所：酒時字谷地 111 番地、☎ 79-2607 / 営業時間：平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時）までお問い合わせください。